

(2) 裁決申請および明渡裁決の申立て

起業者が、収用委員会に対して裁決を求める方法としては、土地所有権などを取得するための裁決申請と、土地にある物件（建物など）を撤去して土地の明渡しを求める明渡裁決の申立ての二つがあります。

明渡裁決の申立ては、裁決申請と同時に、または裁決申請の後に行われます。

土地調書・物権調書の添付

起業者は、裁決申請に当たっては土地調書を、明渡裁決の申立てに当たっては物件調書を作成する必要があります。これらの調書には、原則として起業者、土地所有者および関係人の署名押印が必要ですが、土地所有者および関係人は、その記載事項について異議があるときは、異議の内容を附記して署名押印することができます。

異議を附記した事項については、収用委員会においてその真否を争うことができますが、異議を附記しなかった事項については、記載内容が真実でない旨を立証しない限り異議を述べることができなくなります。

起業者は、これらの書類を添付して裁決申請および明渡裁決の申立てを行います。

(土地・物件)調書作成特例手続

平成14年に土地収用法が改正施行され、この特例が設けられました。

一筆の土地についての土地所有者および関係人が、100人を超えると見込まれ、かつ権利者一人あたりの補償金が1万円以下である場合には、下記の手続により調書を作成できるようになりました。

起業者は、自ら署名押印した土地調書および物件調書の写しを添付した申出書を収用地が存する市町の長に提出する。

市町長は、直ちに起業者の名称、事業の種類および申し出に係る土地または物件の所在地を公告し、1ヶ月間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

起業者は、公告の日から1週間以内に土地所有者および関係人に対し、公告があった旨の通知をしなければならない。

土地所有者および関係人は、縦覧期間内に調書の記載事項が真実でない旨の異議申出書を提出することができ、起業者はこの異議申出書を調書に添付しなければならない。

土地所有者および関係人の権利

ア 裁決申請の請求

事業認定の告示後は、土地所有者または関係人（抵当権者などは除く）は、起業者に対して自己の権利に係る土地について裁決申請を行うよう請求するこ

とができます。

イ 補償金の支払請求

事業認定の告示後は、土地所有者または関係人（抵当権者などは除く）は、収用委員会の裁決前であっても、起業者に対して土地に関する補償金の支払いをするよう請求することができます。

この場合において、裁決申請がなされていないときは、裁決申請の請求を併せてしなければなりません。

補償金の支払請求があると、起業者は、原則として二ヶ月以内に起業者の見積もりによる補償金を支払わなくてはなりません。

ウ 明渡裁決の申立て

裁決申請後において、明渡裁決の申立てが行われていない場合には、土地所有者または関係人は、収用委員会に対して明渡裁決の申立てをすることができます。